

相手国政府・機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額の供与期限 (注2)	署名日 (別紙2) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キリバス	キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 ----- -----	2021.10.5 スバ(斐 ジー)で (同日)	日本側 川上文博在キリバ ス大使 (斐イジーにて兼 轄) キリバス側 ディビット・ ニアボ在斐イジー高等弁 務官	2021.11.4 343号

(注1) 国名については、正式名称で定めのない一般の名称を用いている。
(注2) 贈与についても、定期的でない場合は、贈与と記している。
(注3) 日付については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。

(注2) 謞文の供え期限について年△月○日を〇.△.□と記している。
(注3) 金付の日付は、官報における外務省告示番号をいう。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記して
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

キリバスとの無償資金協力取極一覧